

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 26 日付けをもって認可された国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）の中長期計画を達成するため、同法第 35 条の 8 において準用する第 31 条の定めるところにより、次のとおり令和 8 年度の業務運営に関する計画を定める。

令和 8 年度の業務運営に当たっては、理事長のリーダーシップの下、研究開発、水源林造成、森林保険という性質の異なる 3 つの業務を包括する機関としての強みを活かしつつ、研究開発成果の最大化、各業務の推進並びにそれら業務の質の向上と運営の効率化に森林機構全体で一体的に取り組む。

第 1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発業務

（重点課題 A）環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

戦略課題 A 1 森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発

森林での温室効果ガス動態の評価・予測を高度化するため、温室効果ガス放出への有機物分解特性の影響を解明する。

また、原子力災害の影響を受けた地域の森林・林業の再生のため、樹木や土壌における放射性物質分布の時系列変化を解明する。

さらに、近年頻発化している大規模林野火災の予防技術を高度化するため、林野火災の災害メカニズムに基づいて林床可燃物の乾燥状態と林相とを関連付け、林相と林野火災発生リスクとの関係を解明する。

加えて、国有林等に設置した試験地を活用しながら森林の水源涵養、水質形成、森林気象、雪氷害対策のための積雪観測を行うとともに、データベースの整備とデータの公開を行う。

戦略課題 A 2 森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発

環境変動に対する森林生物の応答解明に向けて、針葉樹天然林における種子の充実率の年変動や地域差を明らかにし、それに関与する環境条件、生物的条件を解明する。

また、スギの雄性不稔の原因を明らかにして無花粉スギを利用しやすくするため、

雄性不稔遺伝子 MS2 を同定し、その機能を解明する。さらに、針葉樹の環境適応機構を解明するため、異なる光環境に順応した光合成の特性を明らかにする。

加えて、自然に基づく解決策 (NbS) の一つとして、自然生態系における野生動物の寄生虫制御機能を解明する。

(重点課題 B) 林業の持続的かつ健全な発展と木材資源の高度利用のための研究開発

戦略課題 B 1 森林資源の持続的利用と山村の活性化のための研究開発

人口減少や技術進歩等に伴う近年の国産針葉樹材の需給構造の変化を把握し、木材産業の発展に寄与する方策を明らかにする。

また、既存の文献を用いて針広混交林（育成複層林）へ誘導可能な林分条件と適切な伐採条件を整理し、伐採後に追加の作業を行うことによる育成複層林への移行可能性を評価する。

さらに、自動化林業機械の危険性判断のために、大規模言語モデルを用いて過去の労働災害事例と画像との類似度を定量的に判定するシステムを開発する。

加えて、収穫試験地 6 か所のモニタリングを実施するとともに、景観保全を目的とする施業計画を策定するため、時系列空中写真を用いてシラカンバ林の分布、履歴、林齢等を把握する手法を開発する。

戦略課題 B 2 森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に資する研究開発

森林における外来アリの低コスト・低環境負荷な防除方法を確立するため、外来アリに対して木質系新素材を用いた生分解性毒餌剤を処理し、防除効果を評価する。

また、ニホンジカ分布拡大の最前線における広域的なシカ管理体制の構築に資するため、遺伝学的情報により起源集団及び拡大経路を推定する。

さらに、安全な木材貿易のため、スギ・ヒノキの木材穿孔性害虫 2 種について致死の熱処理条件を示し、外来カミキリムシ 2 種で遺伝子解析等からその侵入経路を推定する。

加えて、荒廃地の樹林形成の促進に利用するため、ストレス環境下に自生する樹木から根圏微生物を分離し、その特性を評価する。

戦略課題 B 3 木材の高度利用に向けた研究開発

木材の利用拡大に向けて、30 種以上の国産広葉樹種について、密度や収縮率等の木材特性に基づく因子が乾燥速度や乾燥割れ等の乾燥特性に与える影響を明らかにする。

加えて、枠組壁工法への国産材の利用推進に向けて、横架材を想定したアカマツ

210 材の曲げ強度の寸法効果を明らかにする。

さらに、海外樹種を中心に 20 点以上の木材標本データを拡充する。

戦略課題 B 4 木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発

小規模木質バイオマスガス化発電の安定稼働に資するため、クリンカの主たる発生原因となる燃料中の無機成分の特性を迅速に評価する手法を開発する。

また、改質リグニンをはじめとしたリグニン系材料の社会実装の拡大及び新規用途開発のための特性評価及び機能向上技術を開発する。

さらに、低質バイオマスである樹皮に含まれる化学成分を高度利用するために、製材工場等で発生する樹皮含有成分の化学特性並びにその成分組成の変動要因を解明する。

(重点課題 C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

戦略課題 C 1 林木育種基盤の充実と育種技術の高度化

幅広い遺伝的変異を確保する基盤として、育種素材や希少遺伝資源等の多様な林木遺伝資源を 900 点収集するとともに、スギ等を対象にゲノム情報の拡充を進め、将来に向けた林木育種の展開に資するため、試験地の造成、特性データの取得・解析等を進め、次世代育種集団の構築を進める。また、エリートツリー15 系統を開発する。

次世代化を効率的かつ効果的に進めるため、スマート育種技術の導入を検討する。また、リモートセンシング技術を用いた表現型評価技術の開発を推進する。さらに、ゲノム情報を活用した複数形質に優れた系統の選抜技術の開発を進める。加えて、ゲノム編集等バイオテクノロジーを活用した育種技術の開発を進める。

戦略課題 C 2 優良品種等の開発・普及及び技術指導

多様な社会的・経済的ニーズに対応するため、花粉症対策品種等の優良品種の開発を行うとともに、エリートツリー等の中から農林水産大臣の指定に至る特定母樹の申請を進め、合計 30 系統を新たに生産集団に加える。

さらに、特定母樹及び多様な優良品種を早期に普及させるため、原種苗木の効率的な生産体制の構築に向けた技術開発を進め、都道府県等の要望に応じて特定母樹等の原種を着実に配布する。

また、採種穂園を構成する特定母樹等について、成長や着花性等の有用形質に係る特性データの整理・蓄積を進め、特性表 1 点を改訂して公表し、より高品質な種苗を生産可能な採種穂園への改良に貢献する。

加えて、特定母樹及び多様な優良品種の種苗の普及を円滑に進めるために、都道

府県や種苗事業者等に対し、採種穂園の造成や管理、育種技術等の指導を合計 120 回実施する。また、海外における林木育種に関する調査や海外からの研修・指導依頼などに対応する。

2 水源林造成業務

水源林造成業務については、激甚化・頻発化する自然災害を背景にした流域保全等における役割への期待の高まりを踏まえ、森林整備の公的实施主体として、森林所有者、造林者、市町村等との連携強化を図りつつ、以下のことに取り組む。

(1) 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備

1) 流域保全の取組の推進

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行うことに加え、既契約地周辺の森林の整備にも一層取り組む。

2) 多様な森林の整備

水源涵養機能をはじめとする森林の有する公益的機能の持続的かつ高度な発揮に貢献するため、新規契約については、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定しつつ、広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林を造成するとともに、既契約地等においても長伐期化を進めつつ、面的複層林への誘導など、多様な森林の整備を進める。（面的複層林への重点化割合：38%）

(2) 効率的・効果的な事業の実施

1) 森林整備技術の高度化

水源林造成業務の実施に当たっては、生物多様性保全への関心の高まりや林業労働力の減少など、森林・林業を取り巻く環境変化に対応し、効率的・効果的に事業を行う観点から、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ、一貫作業の導入や成長に優れた苗木の植栽など造林作業の省力化や、保持林業など生物多様性保全に配慮した森林施業、花粉の少ない苗木の活用等による花粉発生源対策など、森林整備技術の一層の高度化を図る。

2) 森林資源の循環利用の推進

51年生を超える造林地が増加する中、地球温暖化防止や林業・木材産業の成長産業化等に資する観点から、需給動向を踏まえつつ、造林木販売を円滑に進めるための実施手法の検討等を行いながら、森林資源の循環利用の推進に努める。

(3) 地域への貢献

地域への貢献として、森林整備に関する技術や知見について、技術検討会等の開催を通じて地域の林業関係者等への普及に取り組む。また、自然災害発生時には、復旧への協力等を積極的に行う。

3 森林保険業務

森林保険業務については、林業経営の安定と被災後の再造林の促進を通じて持続的な林業経営と森林資源の循環利用の確立に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に貢献するため、業務の効率的・効果的な実施を図るとともに、被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進を一層強化し、森林保険の安定的かつ健全な運営を推進するため、以下のことに取り組む。

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材を確保し、②研修の実施により業務委託先を含めた業務実施体制の強化を図るとともに、新たな森林保険業務システムの構築に向けた設計を行いながら、③契約管理に係る手続の効率化や④迅速な保険金の支払いの取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、これらの取組により、損害発生通知書を受理してから保険金支払いまでに要する期間の短縮を図る。

(2) 制度の普及と加入促進

森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の1) から3) について、実施目標を含む活動計画を作成・公表し、それに即した取組を推進する。

- 1) 森林所有者等への森林保険制度の普及のため、ウェブサイト、広報誌等多様なメディアや機会の活用により、森林保険の説明や最新情報等の発信の充実を図る。
- 2) 森林保険の加入状況の分析結果等に基づき、特に災害リスクの高いI 齢級の森林の加入面積の拡大や第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保を図るため、森林の所有形態や規模等に応じて、効果的な加入促進活動を実施する。また、森林整備事業、森林経営管理制度等の森林・林業施策と連動した取組を推進するとともに、国・都道府県・関係諸機関との連携による加入促進活動を展開する。
- 3) 加入促進活動を強化するため、森林所有者等との窓口を担う業務委託先を対象に、加入促進業務の更なる能力向上を図る取組を実施する。

(3) 保険運営の安定性・健全性の確保

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の検証や適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に取り組む。なお、保険料率については、基本的に5年毎に見直すこととしており、次期見直しに向けた検討等に取り組む。

また、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図ることとし、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を開催して、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保全整備事業等の負担金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。（徴収率100%実施）

5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進

研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務が有する高度な技術・知見や蓄積されたデータ、全国のネットワークやフィールドを相互に活用したプロジェクト形成等、業務間の連携を推進する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、新規に追加されるもの、拡充分等を除き、一般管理費（公租公課、土地借料を除く。）及び業務経費（公租公課、土地借料を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租

公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等により、契約の公正性・透明性の確保等を推進する。

なお、特例随意契約方式についても引き続き活用を図る。

3 デジタルトランスフォーメーションの推進

業務の効率化や各職員の生産性向上を図るため、森林機構内で共通的に利用する情報システムの集約・連携・統合等も含めた検討を開始する。また、在宅勤務やオンライン会議等、多様な勤務形態に対応したシステムの運用を進める。

森林機構が保有する成果やデータについて、機構内外での幅広い連携・活用を促進することを目的とした体系的整理と利用実態の把握を行う。

第3 財務内容の改善に関する事項

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う。

(1) 研究開発業務

収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行う。

また、一定の事業のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報の開示を行う。

さらに、外部研究資金の獲得等により、積極的な自己収入の確保に努める。

1) 予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
収入					
運営費交付金	2,823	3,671	1,202	3,170	10,886
施設整備費補助金	0	0	0	0	0
受託収入	249	332	31	132	745
諸収入	0	0	0	28	28
計	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638
支出					
人件費	2,202	2,910	586	2,494	8,192
業務経費	621	761	616	0	1,998
一般管理費	0	0	0	704	704
施設整備費	0	0	0	0	0
受託経費	249	332	31	132	745
計	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
費用の部	3,339	4,357	1,320	3,638	12,654
經常費用	3,339	4,357	1,320	3,638	12,654
人件費	2,202	2,910	586	2,494	8,192
業務経費	802	1,001	610	0	2,413
一般管理費	0	0	0	999	999
受託経費	249	332	31	132	745
減価償却費	86	114	92	13	305
財務費用	0	0	0	0	0
雑損	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	3,339	4,357	1,320	3,638	12,654
經常収益	3,339	4,357	1,320	3,638	12,654
運営費交付金収益	2,751	3,577	1,126	3,159	10,614
受託収入	249	332	31	132	745
諸収入	0	0	0	28	28
資産に係る繰延収益 戻入	86	114	92	13	305
賞与引当金見返に係 る収益	137	181	38	166	522
退職給付引当金見返 に係る収益	116	152	32	140	441
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0
前中長期目標期間繰越積 立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
資金支出	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638
業務活動による支出	2,967	3,864	1,120	3,319	11,271
投資活動による支出	105	140	113	11	367
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638
業務活動による収入	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638
運営費交付金による収入	2,823	3,671	1,202	3,170	10,866
受託収入	249	332	31	132	745
その他の収入	0	0	0	28	28
投資活動による収入	0	0	0	0	0
施設整備費補助金による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

長期借入金について、7,146百万円を確実に償還する。

また、債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額と当年度実績額の検証結果とともに公表する。

1) 予算

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	25,655
長期借入金	4,100
業務収入	2,565
業務外収入	337
計	32,656
支 出	
業務経費	21,102
造林事業関係経費	21,002
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	100
借入金償還	7,146
支払利息	515
一般管理費	724
人件費	3,473
業務外支出	20
計	32,981

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

2) 収支計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,880
經常費用	2,880
分収造林原価	50
販売・解約事務費	1,351
水源環境林業務費	37
復興促進業務費	10
一般管理費	297
人件費	619
財務費用	515
雑損	0
収益の部	2,827
經常収益	2,827
分収造林収入	200
販売・解約事務費収入	1,351
繰延補助金等（資産）戻入	21
国庫補助金等収益	900
水源環境林負担金収入	4
賞与引当金見返に係る収益	43
財務収益	0
雑益	308
純利益	△53
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	515
総利益	463

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	44,243
業務活動による支出	25,678
投資活動による支出	20
財務活動による支出	7,146
次年度への繰越金	11,398
資金収入	44,243
業務活動による収入	20,436
補助金収入	17,555
収穫等収入	2,551
その他の収入	330
投資活動による収入	20
財務活動による収入	12,200
前年度からの繰越金	11,586

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

森林保険に係る積立金については、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、その規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

また、森林保険業務の安定的な運営のため、第1の3(2)に基づく効果的な加入促進等に取り組み、保険料収入の安定確保を図る。

1) 予算

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	1,771
業務外収入	2
計	1,772
支 出	
人件費	353
保険金	1,016
業務経費	730
一般管理費	172
業務外支出	0
予算差異	▲499
計	1,772

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,274
經常費用	2,274
人件費	356
支払保険金	1,016
業務費	790
一般管理費	112
財務費用	-
雑損	0
収益の部	1,840
經常収益	1,840
保険料収入	1,592
支払備金戻入	7
責任準備金戻入	62
繰延物品受贈額（資産）戻入	0
財務収益	179
雑益	0
純利益	▲435
総利益	▲435

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,535
業務活動による支出	2,267
投資活動による支出	2,300
財務活動による支出	-
次年度への繰越金	5,968
資金収入	10,535
業務活動による収入	1,771
投資活動による収入	2,300
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	6,465

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

長期借入金について、542 百万円を確実に償還する。

(内訳)

特定中山間保全整備事業等	151 百万円
緑資源幹線林道事業	391 百万円

1) 予算

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	52
業務収入	577
業務外収入	2
計	631
支 出	
借入金償還	542
支払利息	17
一般管理費	41
人件費	70
業務外支出	42
計	712

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

2) 収支計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	173
經常費用	173
一般管理費	45
人件費	71
財務費用	17
雑損	40
収益の部	74
經常収益	74
繰延補助金等（資産）戻入	2
国庫補助金等収益	48
賞与引当金見返に係る収益	3
退職給付引当金見返に係る収益	2
割賦利息収入	19
財務収益	0
雑益	0
純利益	△99
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	99
総利益	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,370
業務活動による支出	435
投資活動による支出	1
財務活動による支出	542
次年度への繰越金	3,392
資金収入	4,370
業務活動による収入	630
政府交付金収入	52
負担金・賦課金収入	558
その他の収入	20
投資活動による収入	1
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	3,739

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 短期借入金の限度額

研究・育種勘定

13 億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

4 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

水源林勘定及び特定地域整備等勘定

成城宿舎（世田谷区）について、国庫納付に向けて関係機関と調整を行う。

5 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限)

13,000ha

6 剰余金の使途

(1) 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費等に充当する。

(2) 水源林勘定

剰余金は、借入金利息等に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

7 積立金の処分

前中長期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。

(1) 研究・育種勘定

棚卸資産、前払費用、長期前払費用、前渡金及び仮払金の経過勘定に係る会計処理に充当する。

(2) 水源林勘定

借入金利息等に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。

各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業

務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、リスクの洗い出しを実施し、必要に応じてリスク管理計画を見直すなど、PDCA サイクルを実行する。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、森林機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。

(3) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

研究開発業務において、利益相反マネジメントポリシーや利益相反マネジメント規程等を適切に運用し、必要に応じて規程類の改定等を行い、研究セキュリティ・インテグリティを確保する。

(4) 情報公開の推進

独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。

森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。

(5) 情報セキュリティ対策の強化

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等に沿った情報セキュリティ対策を実施するとともに、研修や訓練等を通じて役職員に対する情報セキュリティ意識の向上・啓発を図る。

また、情報セキュリティレベルの向上のため、森林機構内各組織間の連携強化を図る。

(6) 環境対策の推進

環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組むとともに、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギー化を推進し、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。

化学物質、生物材料等の適切な管理を図るため、必要に応じて関係規程類の整備と手引書の見直し等を随時行うとともに、化学物質については、化学物質管理システムによる化学物質の一元的な管理を推進し、環境への影響に配慮する。

(7) 安全管理の推進

安全衛生管理の年度計画を策定し、教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。

水源林造成業務では造林者等、森林保険業務では業務委託先の労働安全衛生が確保されるよう、指導を徹底する。

2 業務実施体制の見直し

森林機構全体として社会的ニーズや国の政策に応じた課題を解決する能力の最大化を図り、その責務を果たしていくため、本部機能の強化や管理業務（共通的事務）の集約化に向けて研究開発、水源林造成、森林保険の各業務を横断する検討体制を整備し、検討及び条件整備を進める。

3 施設及び設備に関する計画

施設、設備について、必要性・緊急性を考慮しつつ、重点化や集約化などについても検討し、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。

また、農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定、令和4年4月改定）に基づき、木材利用を推進する。

苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に向け、現況の調査と必要な整備を行う。

4 人事に関する計画

(1) 人材の確保・育成

研究開発、水源林造成、森林保険の各業務に求められる専門性等を踏まえつつ、森林機構全体として業務を効率的かつ効果的に推進できるよう、必要な人材を確保・育成し、職員の適切な配置等を実施する。

職員の採用に当たっては、新卒者の採用に加え専門性の高い分野においては、必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用や、国、民間企業、団体等との交流を図るなどにより、必要な人材の確保に努める。研究職員については、多様な人材の確保に努めるとともに、テニユアトラック型の採用等を推進することにより、必要な人材を育成しつつ確保を図る。

人材の育成に当たっては、職員個人の資質や経歴、年齢、キャリアパスを考慮しつつ、階層や専門に応じた各種研修を実施するとともに、業務に有用な各種資格を計画的に取得できるよう支援を行うなど、各業務の特性に応じた高度な専門知識の習得や管理能力の向上に努める。また、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成に努める。

なお、職員採用事務や各種研修等については、森林機構内で連携して実施するなどの効率化を検討することとし、可能なところから実施する。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに森林機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る等の観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準となるよう取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

5 ダイバーシティの推進

ワークライフバランスに配慮した多様な働き方が可能な勤務形態の充実、キャリアカウンセリング等の機会の幅広い提供により、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できるよう、これまでの取組を継続し着実に実施する。男女共同参画を推進し、すべての職員がダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催するとともに、各職場において中長期計画に即した育休取得、年休取得、定時退所呼びかけ等の取組を行う。森林機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

6 広報活動の推進

新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、森林の持つ様々な機能の重要性について幅広い世代の国民の理解を醸成し、将来の人材の確保・育

成にも資するよう広報活動を実施する。

情報発信に際しては、受け手の多様性や利用者の使いやすさを考慮し、各業務の特性並びに広報の目的に応じて適切な手段を検討し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。